

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第65号の2

令和8年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て  
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）  
第6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。  
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）  
別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用  
するもの）

2 用途及び割当数量

|           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 糖 化 用 | 1,032,500トン |
| (2) 一 般 用 | 391,500トン   |
| (3) 新規用途用 | 79,200トン    |
| 合計割当数量    | 1,503,200トン |

3 通関期限 令和8年9月30日

第2 第2次公表

関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定めるとうもろ  
こしの数量からおおむね2等分した数量を差し引いた数量と第1の2の割当

数量との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和 8 年度上期の割当て以降、令和 8 年 7 月 10 日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第 2 次公表）する。

### 第 3 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 8 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和 8 年 3 月 11 日付け 7 輸国第 4686 号関税割当公表第 65 号）によるものとする。